

介護老人保健施設 万年青苑

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

2024（令和6）年 6月 1日現在

あなたに対する通所リハビリテーションサービス提供開始にあたり、介護保険法に関する基準省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

- (1) 事業所の名称 医療法人 輝山会
- (2) 主たる事務所の所在地 長野県飯田市毛賀1707番地
- (3) 法人種別 医療法人
- (4) 代表者の氏名 理事長 土屋 公威
- (5) 電話番号 0265-26-8111

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 介護老人保健施設 「万年青苑」（おもとえん）
- (2) 施設の所在地 長野県飯田市毛賀1707番地
- (3) 都道府県知事許可番号 2050580030
- (4) 管理者の氏名 露久保 辰夫
- (5) 電話番号 0265-26-6866
- (6) FAX番号 0265-26-8172

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定	
	指 定 年 月 日	指 定 番 号
介護老人保健施設（施設入所）	2003(平成15)年11月28日	2050580030
短期入所療養介護	2003(平成15)年11月28日	2050580030
介護予防短期入所療養介護	2006(平成18)年4月1日	2050580030
訪問リハビリテーション	2003(平成15)年12月1日	2050580030
介護予防訪問リハビリテーション	2006(平成18)年4月1日	2050580030

4. 施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

介護老人保健施設「万年青苑」は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。また、施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の維持回復を図ります。

5. 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤 務 体 制	休 暇
管 理 者	9：00～18：00常勤で勤務	月9日
医 師	9：00～18：00常勤で勤務	月9日
看 護 職 員	日勤（8：30～17：30）	月9日
介 護 職 員	日勤（8：30～17：30）	月9日
理学療法士または 作業療法士または 言語聴覚士	8：30～17：30常勤で勤務	月9日
管 理 栄 養 士	日勤（8：30～17：30）	月9日

※ 当施設と従業員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は利用者代理人等に関する個人情報の利用目的を別に定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

尚、利用終了後も同様の取り扱いとします。

①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知等

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

6. 営業時間

- (1) 営業日 月～土曜日（ただし、12月31日～1月3日までを除く）
 (2) 営業時間 午前9時～午後4時までとする。

7. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は山本地区、南信濃地区、上村地区を除く飯田市及び喬木村の区域とします。

8. サービスの内容及び費用

(1) サービスの内容

サービスの種類	内 容
食事の介助	・ 食事時間（昼食） 12時～12時30分 ・ 管理栄養士の立てる献立表により、バラエティに富んだ食事を提供します。又、利用者の心身の状態、病状、嗜好及び生活サイクル、利用者の希望に配慮した食事を提供いたします。 ・ 特別食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等）の提供が可能です。
入浴の介助	・ 入浴又は清拭をおこないます。 ・ お体の状態に合わせた適切な入浴をして頂く様に致します。 ・ 入浴をして頂くにあたり体調には十分配慮します。 ・ 入浴サービスの利用は自由です。
排せつの介助	・ 利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うと共に、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・ 常に清潔な状態が保てるように援助いたします。
機能訓練	・ 理学療法・作業療法・言語聴覚療法等の従業員による利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止と個別の住宅環境に合わせた援助に努めます。 ・ 必要に応じ、個別のリハビリテーション実施計画書を作成し、進捗状況を定期的に評価し、見直しを行います。
レクリエーション	・ 四季に応じたレクリエーション行事を企画致します。 ・ 利用者の要望に合わせたレクリエーションプログラムを提供できるよう努めます。
健康チェック	・ 医師・看護師が利用者の状態に照らして適切な健康管理を行います。 ・ 緊急時等は、主治医及び協力医療機関等に速やかに引き継ぎます。
相談及び援助	・ 利用者とその家族からのご相談に応じ必要な支援を行います。 ・ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等とも必要に応じ連携し支援を致します。
送 迎	・ ご自宅から施設までの送迎を行います。 ・ 送迎サービスの利用は任意です。 ・ 利用前・利用後に医療機関等にかかれる場合、送迎は行いません。 他、自宅以外の送迎も原則行いません。

(2) 費用

費用の種類	内 容
利 用 料	・介護報酬の告知上の額とし、介護保険の適用がある場合は負担割合証の負担割合が利用者の負担額となります。利用負担額については、別紙利用者負担金説明書に記載します。 ・介護保険での給付を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の負担となりますのでご相談ください。 ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、負担金説明書の施設の利用料の10倍の金額を一旦お支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
利 用 時 間	・利用者負担金説明書において料金算定の基本となる時間は、実際にサービスに要した時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
食 費	・お食事一食につき、700円（税込み）をお支払い頂きます。
日常生活費	・おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。 ・通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者に負担させることが適当と認められる費用は、ご利用者の負担となります。
送 迎 費 用	・事業の実施地域以外の送迎費は（山本地区、南信濃地区、上村地区を除く）飯田市及び喬木村以外で、事業所より自宅まで往復10kmを超える時は1kmを超える毎に44円（税込み）をお支払い頂きます。ただし、別途中山間地域等に該当する場合は所定単位数の5%をお支払い頂きます。

9. 苦情等申立窓口

(1) 当通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について、ご不明の点や、疑問、苦情がございましたら、苦情相談受付窓口（担当者 介護老人保健施設万年青苑 支援相談員 梅村 浩正）又は医療福祉相談室（輝山会記念病院内）までお気軽にご相談ください。また、当施設及び併設輝山会記念病院外来に設置されているご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

(2) その他の窓口

- ・市町村介護保険係
- ・南信州広域連合介護保険係
電話 53-6088
- ・長野県国民健康保険団体連合会介護保険課
電話 026-238-1555
- ・長野県運営適正化委員会
電話 026-226-2035（長野県社会福祉協議会内）

10. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人輝山会 輝山会記念病院
院長名	露久保 辰夫
所在地	飯田市毛賀1707番地
電話番号	0265-26-8111
診療科目	内科、外科、腎臓内科（人工透析）、腎臓外科（臓器移植） 人工透析外科、泌尿器科、リハビリテーション科、呼吸器内科・ 外科、頸部・胸部外科、乳腺外科、内視鏡内科・外科、胃腸内科、 食道・胃腸・大腸・肛門外科、循環器内科、肝臓・胆のう・ 膵臓外科、腫瘍内科・外科、糖尿病・内分泌内科 整形外科、ペインクリニック内科・外科、眼科、婦人科、皮膚科、 アレルギー科、放射線科、救急科
入院設備	一般病棟52床 回復期リハビリテーション病棟100床 療養病棟47床

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	・別途定める「医療法人輝山会消防計画」に準じ行います。
近隣との協力関係	・地元自治会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	・別途定める「医療法人輝山会消防計画」に準じ年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防火設備	・スプリンクラー ・避難階段 ・自動火災報知器 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・防火扉・シャッター ・屋内消火栓 ・非常通報装置 ・漏電火災報知器 ・非常用電源 ・カーテン布団等は、防火性能のあるものを使用しております。
消防計画等	・飯田消防署への届け出 2009(平成21)年 1月29日 ・防火管理者 原 浩昭・山田茂樹

1 2. サービス利用に当たっての留意事項

食事について	施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮頂きます。
サービス利用時の持参品	- 持参品については別途ご案内を参照下さい。 - 持ち物には必ずご記名頂き、荷物を一つにまとめて頂くようにご協力下さい。 - サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
居室設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫煙	施設内は禁煙となっております。決められた場所以外での喫煙は固くお断りします。
迷惑行為等	- 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また必要以上に入院病棟・入所利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。 - 携帯電話の使用を原則禁止とし、指定場所での使用をお願いします。
現金・貴重品等の管理	- 利用中の現金及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。 - 持参された場合、自己の責任で管理をお願いします。管理はいたしかねます。又、紛失・破損等に関しても、責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 3. 虐待防止の対応

虐待防止責任者	管理者 露久保 辰夫
組織体制	施設内に虐待防止委員会を置き、毎月 1 回開催
従業員への研修	虐待防止に関する従業員向けの研修を新規採用時及び年 2 回以上実施
虐待又は虐待が疑われる事案への対応	発見者は速やかに管理者へ連絡し、管理者は事実確認をし、必要と認められる場合は、関係機関へ通報をする場合があります。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月	年	月	日
----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業 者	所在地	飯田市毛賀1707番地
	法人名	医療法人 輝山会
	代表者	土屋 公威 印
	施設名	介護老人保健施設 「万年青苑」
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

(付則)この規定は 2003(平成15)年11月 1日から施行する。
(付則)この規定は 2006(平成18)年 8月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2007(平成19)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2007(平成19)年 7月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2009(平成21)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2012(平成24)年10月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2014(平成26)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2015(平成27)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2015(平成27)年 8月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2017(平成29)年 1月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2017(平成29)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2018(平成30)年 2月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2018(平成30)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2019(平成31)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2021(令和 3)年 4月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2022(令和 4)年 7月 1日一部改定する。
(付則)この規定は 2024(令和 6)年 6月 1日一部改定する。